

小学校いじめ重大事態報告書に関する所見書(最終・公表用)

令和8年1月13日

被害児童保護者

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省 以下ガイドライン)に基づき、被害児童保護者として以下に所見を記す。なお広島大学が、所見書の中に他の児童への二次被害などの影響がある場合は公表しないと主張しているため、学校の手続き関係のみを記載した所見書とする。

また、次の4項目の実施を条件として、調査終了に同意する。

【実施されなかったガイドラインに基づく手続きの履行】

- ① 報告書を加害児童(いじめと認定された行為を行った生徒全員)に説明すること
- ② アンケート調査対象者(同級生)に対し、その結果を報告書に使用したこと及び報告書を公表することを周知すること

【学校側の対応改善、再発防止と説明責任の観点から】

- ③ 報告書と本所見書を同時公表すること
- ④ 報告書の公表版は、個人情報保護やプライバシーの観点を除き情報が削除(マスキング)されないこと

(目的)

小学校において、児童によるいじめとそれに関連した学校の対応により、令和4年7月14日から卒業まで不登校を余儀なくされた「いじめ重大事態」が発生した。これにより学校が主体となり重大事態の調査を実施したものの、2度にわたり報告書が修正され、公表までに3年以上の期間を要した。

本所見はこのような事態を重くとらえ、広島大学附属学校において、今後のいじめ重大事態対応が改善されることを目的として提出する。特定の人物の責任を問うものではない。

(報告書修正の経緯と概要)

(1) 報告書修正経緯

	日時	内容
当初報告書	令和4年12月26日	報告書を被害児童保護者に手交
第1回修正	令和5年2月1日	修正報告書を被害児童保護者に郵送
第2回修正	令和7年12月24日	一部訂正報告書作成

3年経過

(2) 修正概要

いずれも被害児童保護者からの指摘により修正

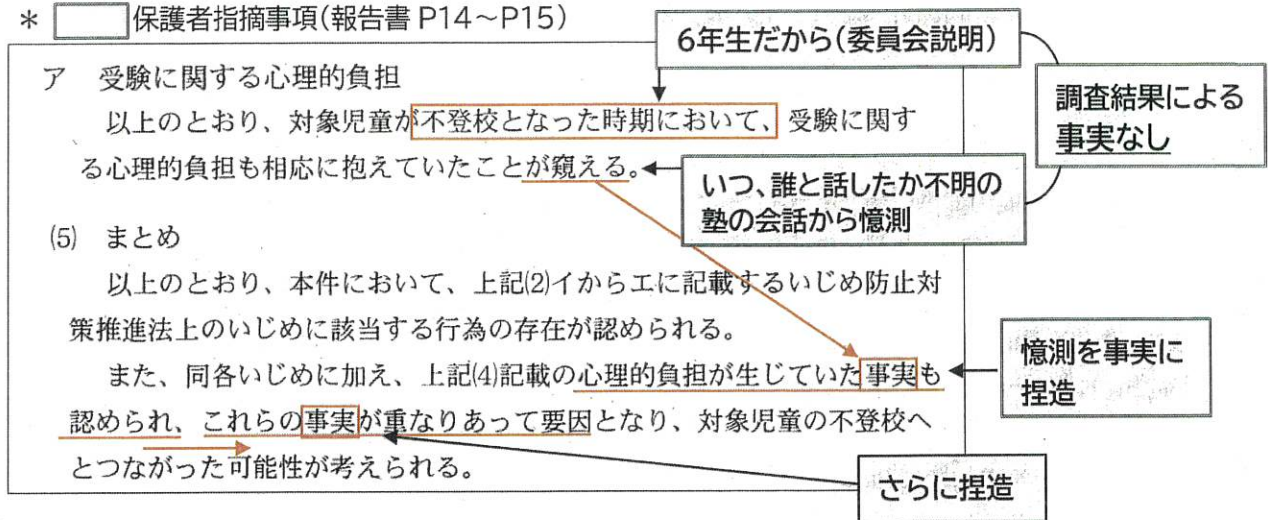
① 第1回修正

- ・被害児童の欠席日、保護者との協議日など、多数の事実誤記載。
- ・重大事態認定日等、学校手続きが未記載

② 第2回修正

報告書記載の不登校要因において、憶測を事実に捏造している内容を保護者が指摘したことにより、令和5年2月7日(保護者所見提出)から訴え続けていた「被害児童本人が述べた不登校の要因」を約3年経過して修正

* 保護者指摘事項(報告書 P14~P15)



ア 受験に関する心理的負担

以上のとおり、対象児童が不登校となった時期において、受験に関する心理的負担も相応に抱えていたことが窺える。

(5) まとめ

以上のとおり、本件において、上記(2)イからエに記載するいじめ防止対策推進法上のいじめに該当する行為の存在が認められる。

また、同各いじめに加え、上記(4)記載の心理的負担が生じていた事実も認められ、これらの事実が重なりあって要因となり、対象児童の不登校へとつながった可能性が考えられる。

(2 回の報告書修正及び3年の期間を要した原因と課題)

調査委員会の公平性・中立性や事実に基づく客観的評価の不十分さ、学校側の法やガイドラインの理解不足、さらには被害児童側の訴えに耳を傾ける姿勢の欠如が被害児童保護者に大きな不信を与え、2回の報告書修正と3年の期間を要する原因となった。

当該いじめ重大事態の調査における課題を次に記載する。

(1) 調査方法(公平性・中立性)の課題

① 重大事態認定後に、2次被害を与えた教諭1人によりアンケート・聞き取り調査を実施(組織対応なし)

【経緯】

日時	内容
令和4年9月14日	いじめ重大事態と認定
9月16日	広島大学が小学校主体の調査を指示
9月27日	学校が保護者に対し、アンケート、個別聞き取りを提案
9月28~30日	アンケート・聞き取り調査実施

2次被害を与えた教諭1人による同級生へのアンケート・聞き取り調査
(被害児童側に教員1人で実施することの説明なし)

② いじめ調査委員会が学校関係者の身内だけで構成

いじめ調査委員会委員構成員 7名

- ・ 教員5名(うち1名は2次被害を与えた教諭)
- ・ スクールカウンセラー(臨床心理士)
- ・ スクールロイヤー(弁護士)

*参考 ①②に関する被害児童保護者の要望と学校の対応

	保護者要望日時	保護者要望	学校側の対応
①	令和4年 9月12、14日	重大事態と認定し、 組織で対応してほしい	教諭1人によるアンケート、聞き取り調査実施 (学校は重大事態の調査ではなかったと事後説明)
②	令和4年 11月10日	調査委員会の委員に 心療科医を加えてほしい	却下

(2) 評価方法の課題

正確な事実に基づき客観的な評価を行う姿勢の欠如

- 不登校日さえ誤記するなど、事実を正確に把握する姿勢が欠如
- 6年生だからという理由で「不登校になった時期において」と憶測

いつ誰と話したのかも分からない日常的な塾での会話で「受験の心理的負担がある」と憶測

さらに、それを心理的負担が生じていた事実に捏造するなど、事実に基づき評価する基本姿勢の欠如

(3) いじめ防止対策推進法、ガイドライン等の理解不足

① ガイドライン記載の主な手続きと学校の対応

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月)	学校の対応
<p>重大事態の調査実施前に説明すること P8~P9</p> <p>【被害児童・保護者】に対する事前説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を説明する ○ <u>調査結果について、提供する内容を予め説明する</u> ○ <u>アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明する</u> ○ アンケートの情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する等の配慮の上で行う方法を採用すること又は<u>一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採用することを、予め説明する</u> ○ <u>加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童・保護者の同意を得ておく</u> <p>【加害児童・保護者】に対する事前説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ①調査の目的・目標 ②調査主体 ③調査時期・期間 ④調査事項 ⑤調査方法 ⑥調査結果の提供 <u>について説明を行う</u> 	<p>被害児童側、加害児童側に <u>すべて説明なし</u></p> <p>3 年半実施せず</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校側と被害児童側の主張
<p>調査実施に当たって説明すること P10</p> <p>【他の児童・保護者(調査対象者)】に対する事前説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アンケートについては <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの重大事態の調査のために行うものであること(調査の目的) ・結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があること <p>を、<u>予め、調査対象者の児童生徒及・保護者に説明した上で実施する</u></p>	<p>【学校側主張】 重大事態認定後でも学校の組織でアンケートを実施したので重大事態の調査にはならない</p> <p>【保護者側主張】 重大事態認定済 学校の調査として行う説明なし 重大事態の手続きを行うべき</p>
<p>調査結果の説明・公表 P13</p> <p>【加害児童・保護者】に対する結果説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害児童・保護者に説明した方針に沿って、<u>加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う</u> <p>【他の児童・保護者(調査対象者)】に対する結果説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止に向けて、<u>重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する</u> 	<p>どちらも 3 年間実施せず</p> <p>【広島大学 R5.8 説明】 報告書は加害児童側に見せる目的で作成していないので、説明は想定していない ➡ガイドライン理解不足</p>

② 法、ガイドライン記載の調査組織と学校の対応

法, 基本的方針, ガイドライン等	学校の対応
<p>いじめ調査委員会設置の時期 【いじめ防止対策推進法 第28条】 学校は、重大事態と判断したときは、<u>速やかにその下に組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。</u></p>	<p>重大事態認定から委員会設置まで2か月経過</p>
<p>いじめ調査委員の構成員 【ガイドライン P6】 調査組織については、<u>公平性・中立性が確保された組織</u>が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。 【いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月 文科省) P34】 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するよう努める</p>	<p>身内だけの調査委員会(再掲) ・教員5名 ・スクールロイヤー ・スクールカウンセラー</p>
<p>【教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き(文部科学省 R4.3) P3】 <u>教育委員会・学校に対して助言・アドバイザー業務を行っている弁護士を、第三者性が強く要請される調査委員会等の委員に選任すべきではありません。</u></p>	<p>スクールロイヤーを第三者に選任</p>

③ 調査指針記載の評価方法と調査委員会の対応

不登校重大事態に係る調査の指針 (平成28年3月 文部科学省)P6~P7	調査委員会の対応
<p>評価の方法 調査で得られた関係児童生徒からの聴取内容や指導記録に記載の情報等を整理し、<u>いかなる事実を認定できるかを検討し、それらを書面として取りまとめる。</u></p>	<p>憶測を事実認定</p>

(4) XXXXXXXXXX 小学校、広島大学の姿勢の課題

被害児童生徒・保護者に寄り添い、信頼関係を構築する姿勢が欠如

① 被害児童側の訴えを3年間放置

被害児童本人が述べた不登校要因(令和5年2月7日付被害児童保護者所見)を、被害児童保護者が報告書の事実捏造を指摘し、それを学校側が認めるまで 約3年間放置。

② 長期間にわたる協議の放置

令和5年8月4日~令和6年3月1日 → 7か月間協議放置

令和6年7月16日~令和7年4月7日 → 9か月間協議放置

(最後に)

令和5年2月1日付けの報告書に、事実と異なる結論(受験に関する心理的負担が不登校要因の一つ)が記載されたことで、被害児童はさらに傷つくことになった。

また上記したガイドライン等手続きの不履行から、加害児童、同級生の誰も「いじめ重大事態」の発生すら知らないという異常事態が3年半続き、これにより被害児童が傷つく事案も発生している。

本所見は、このような事態を生じることになった XXXXXXXXXX 小学校のいじめ重大事態対応の事実と課題を列挙したものである。今後の広島大学附属学校の対応改善と3年半を要した説明責任を果たすため、報告書と本所見書の同時公表など冒頭記載の4項目の実施を強く求める。